

# 西ドイツとEEC/EURATOMの形成

——「欧州」と「大西洋」の路線対立、一九五四—一九五七——

金子新

はじめに EEC・EURATOM——個別利害を超越して政治的に合意した共同体——

第一節 ドイツをめぐる安全保障環境

第二節 EURATOMへの対応…西ドイツと核問題

第三節 西ドイツとEEC

おわりに

はじめに EEC・EURATOM

——個別利害を超越して政治的に合意した共同体——

本稿は、一九五四年の欧州防衛共同体（EDC）の挫折から、新たに欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）を形成する一九五七年までを対象とし、西ドイツ（旧・ドイツ連邦共和国）の欧州統合政策を、ドイツ再統一問題や欧州安全保障（軍縮・軍備管理）の問題、さらには北大西洋条約機構（NATO）に

おける核政策との関係の中で、再検証するものである<sup>(1)</sup>。

そもそも、いま何故このような検証を試みるのか。現在、ドイツ外交史研究においては、公開されつつある一次史料に基づく一九七〇年代研究、つまり当時のヴィリー・ブランド(Willy Brandt)首相がもたらした東方外交の研究が花盛りである。しかしブランド外交の歴史的意義を検証するには、その先行時代の実像がより明確に示されていることが不可欠だ。ブランドの画期的な東方外交といえども、一九五〇年代および一九六〇年代に展開された初代連邦首相アデナウアー(Konrad Adenauer)とその後継政権による「西側統合外交」という礎石の上で展開されたものである。しかしながら、そのアデナウアー時代の後半以降の西ドイツ外交は、必ずしも十分に検証されているとは言えない。

私は、一九五〇年代後半から一九六〇年代初頭のアデナウアー外交の迷走と孤立を見るにつけ、EECとEUROATOMの設立という偉業にもっとも失望したのは、実はアデナウアーだったのではないか、という疑問を抱いている。もちろんEECの形成は欧州統合史における輝かしい成果であることは言うまでもない。それによって西ドイツ経済はさらに競争力を増し、国民は一層の豊かさを享受したことも事実だ。しかし、EECやEUROATOMの成功はアデナウアーの外交指導を強化することなく、西ドイツはその後、西側同盟内で孤立感を深め、アデナウアーはアメリカやフランスに対し暗い猜疑心を深めていってしまう。

このように、アデナウアー政権後期の西ドイツ外交に漂うフラストレーションに、なるべく一次史料に依拠しながら輪郭を与え、その原因を探ることを本稿の目的とし、同政権におけるEEC・EUROATOM形成外交を検証していくことにする。加えて、本稿のさらなる狙いを示すとすれば、EEC・EUROATOMの形成に関する西ドイツ外交を、単に欧州統合史の延長として記述するのではなく、ヨーロッパにおけるデータントの動向、東西軍備対話、アメリカのNATO戦略の見直しとその影響を大きく受ける西ドイツの再軍備政策や核政策など、

これらの要素を絡めながら分析していこうとするものである。

### アデナウアーが描いた外交的シナリオ

アデナウアーが求めていた理想のヨーロッパ秩序は、アメリカの圧倒的な通常兵力を軸としたNATOによって安全保障を確保し、政治統合を伴う経済統合によって、加盟国の外交政策を調整しながら経済発展を遂げ、民生利用に特化した平和的なEURATOMによってヨーロッパのいずれの国も核兵器を持つことなく原子力エネルギーを開発し、繁栄と安定を享受する西ヨーロッパ世界が、東ドイツや東欧諸国をマグネットのようにはぎつけることだった。そして、その結果、遠からずドイツ再統一と冷戦崩壊が実現するというシナリオだった。そのため、アデナウアーは小異を捨て、譲りに譲ってEECやEURATOMの形成に賛同したのだった。ところが、その後のヨーロッパは、シナリオとはまったく異なる方向に進んでいく。アメリカは核兵器に依存したNATO体制を築きあげ、フランスも核兵器を手にし、西ドイツも核開発を模索する事態となり、欧州政治統合は実現せず、ドイツ再統一どころか、西ドイツがドイツ分断を受容すること自体が冷戦秩序の安定を意味するという始末であった。この、痛々しいまでの齟齬はなぜ起きてしまったのか。それを解明するには、やはりEECやEURATOM形成プロセスにまで立ち戻って当時の論争を再検討し、西ドイツ政府は何に賛同し、何に抵抗していたのかを見直す必要がある。そして、ここに、当時の西ドイツの外交基軸論争、すなわち「ヨーロッパ主義(Gaullist)」か「大西洋主義 (Atlantiker)」かというテーマも絡んでくるのだ。<sup>(3)</sup>

第一節 ドイツをめぐる安全保障環境

(一) 西ドイツを取り巻く国際情勢、メッシーナ、ジュネーブ、ラドフォード

さて、西ドイツにとって、EEC・EURATOMは、西ドイツの安全保障環境を強化するために政治的に選択された共同体であるといえる。一九五〇年代半ばのヨーロッパ情勢の変化の中で、個別的な利益計算を超越して、政治的に合意した共同体だということだ。

このことは、必ずしも、安全保障が目的であり、欧州統合は手段であるということの意味しない。西ドイツにとっての欧州統合は、それ自体が一つの目標であると同時に、さまざまな外交懸案を解決するための重要な手段でもあるという両義的な意味合いがあり、決して単純な目的手段関係に還元できない。ともあれ、そこには、外交交渉における国外対立と、外交方針をめぐる国内対立とが絡み合い、ここにおいて外交基軸論争も顕在化したのである。

本題に戻ろう。当時の西ドイツを取り巻く国際情勢は、一九五五年六月のメッシーナ会議、同年七月のジュネーブ四巨頭会談、そして一九五六年夏の「ラドフォード・プラン」という、重大事態の連続だった。もちろん西ドイツはすでに西側同盟の一員である。しかし「西側統合」はまだ充分とは言えず、西ドイツ外交の見通しは極めて不透明なものだった。

一九五四年にEDCが挫折した後、メッシーナ会議によって欧州統合の「再出発」が図られたわけだが、新たな欧州統合プロジェクトにイギリスが参加するか否かは重大な問いだった。一九五五年のパリ諸条約によってドイツ再軍備に青信号が出たわけだが、ソ連側の提案によって開かれることになったジュネーブ四巨頭会談では、ヨーロッパの軍縮・軍備管理問題が協議されることとなり、再軍備着手の出鼻をくじかれた西ドイツ政府は気が

気ではなかった。加えて、アメリカの対ヨーロッパ戦略が変更されていく。一九五四年の暮れから、アメリカは明確に核兵器に依拠した欧州防衛に向けて舵をきっていく。当然ながら、西ドイツの核政策やEURATOM政策に影響を与えぬはずはない。

## (二) ジュネーブ四巨頭会談と「ドイツ問題」

ここでドイツをめぐる安全保障環境を見ておこう。まずジュネーブ四巨頭会談と「ドイツ問題」についてである。

ドイツ政治外交史家ハンス・ペーター・シュヴァルツ (Hans-Peter Schwarz) が言うとおり、一九五五年七月に始まるジュネーブ四巨頭会談は、ヨーロッパにおける戦後期と東西関係の新時代とを区分する分水嶺であり、その先の西ドイツ外交政策の決断を迫られるときであった。<sup>(4)</sup>

第二次世界大戦の戦勝四大国の会議であるジュネーブ四巨頭会談に、敗戦国たる西ドイツは関与できなかった。西ドイツ政府の頭越しに、ドイツ分断の固定化を前提としてヨーロッパの緊張緩和が図られることを、アデナウアーは恐れていた。あるいは、またもや非武装中立によるドイツ統一論が蒸し返されて、それを梃子にヨーロッパ冷戦に終止符を打とうなどという議論がなされることを恐れていた。

もちろんアデナウアーは、安全保障問題とドイツ再統一問題は一体であり、何らかの形でヨーロッパレベルの安全保障措置がとられない限り、再統一は実現できないことは分かっていた。ソ連のみならず、西側諸国も西ドイツ国内も、安全保障措置なき再統一はありえないと見ているはずだった。

ところが、ジュネーブ会議におけるソ連のスタンスは、ドイツ再統一を前提としない欧州安全保障(中欧非武装化)と、そのための東西軍事同盟間の「相互査察・兵力制限」の要求であった。この背景には、一九五〇年代

の半ばまでに、ソ連の核戦力がアメリカに対しておおよそ均衡するレベルにまで達しつつあるという状況があった。一方、「ドイツ問題」の側面では、この提案は、ドイツ分断の継続を前提にヨーロッパの緊張緩和を目指したいというシグナルだった。これに対し、米英仏の西側三カ国は、ドイツ再統一と欧州安保の協議は一体である点を強調し、特にアメリカは、ソ連提案に柔軟に対応しつつも、NATOによる核戦力の共有で対抗していく姿勢を見せたのだった。<sup>(6)</sup>

ここには西ドイツの意向がある程度反映されている。アデナウアー政権は、再統一の協議なく安全保障協議に応じることに反対していた。ただし、ここで言われている安全保障協議の前提とは、パリ諸条約に準拠すること、つまり西ドイツのNATO加盟を無効にする措置は断固拒否するということである。一九五五年六月一〇日、アデナウアー首相は、「パリ条約に反しない限り、対ソ交渉によってドイツ問題解決に努力する用意あり」と言明している。その代わりに、ドイツ統一が実現したら旧東ドイツ領域の非武装化に应じる。これが対ソ取引の骨子だった。つまり、アデナウアー政権が唱える再統一と安全保障のリンクとは、煎じつめれば、統一ドイツがNATOに帰属したまま旧東ドイツ領域を非武装化することだった。これが政府与党、特にCDU(キリスト教民主同盟)／CSU(キリスト教社会同盟)のスタンスだった。こんな提案をソ連が呑むとは思えないにせよ、そうだったのである。むしろ、野党SPD(社会民主党)や、一九五六年二月に連立政権を離脱することになるFDP(自由民主党)は、パリ諸条約とは一線を画した、中立・統一を前提にした欧州安保を模索していた。実に、FDPが連立離脱に至った経緯は、ジュネーブ会議というドイツ再統一のまたとないチャンスにもかかわらずアデナウアー政権は統一外交に精力を傾注することなく、むしろ共同市場計画や原子力共同体などという新たな欧州統合計画にかかずらい、ドイツ分断を固定化しかねない愚かな外交を展開しているように思われたからだった。<sup>(7)</sup>

本稿では十分検証できないが、もちろん西ドイツ政府としても、ジュネーブ四巨頭会談に先立つ五五年六月にソ連政府から打診されたアデナウアー訪ソの提案を受け入れ、パリ諸条約に反しない限りでの「ドイツ問題」協議と国交正常化に向けた、新たな外交に着手していた。ただし、野党からすれば、パリ諸条約の堅持という前提を置くかぎり、生産的なソソ外交は不可能と思われたのである<sup>(8)</sup>。

さて実際のジュネーブ会議では、ドイツ再統一に関する協議に対してソ連が抵抗して暗礁に乗り上げ、その後の議題はもっぱらヨーロッパにおける軍備・軍備管理の問題になる。となると、西ドイツ政府としては、いち早く再軍備を「既成事実化」しなければならぬ<sup>(9)</sup>。さもなければ欧州安保の協議の影響を被ってしまい、再軍備の着手が一層困難になると思われたからである。

一九五五年七月に議会で志願兵法が可決成立すると、西ドイツ政府は、早急に五〇万人規模の軍を編制することを目標に掲げた。それはNATOへの忠誠の証しであると同時に、米英両国の兵力削減を思いとどまらせる取引材料でもあった。しかし、国内世論に配慮して徴兵制を見送り志願兵制を導入したわけだが、反軍・反戦感情が広がる戦後初期のドイツ社会にあって、三年程度で五〇万人もの志願兵を集めるなど非現実的であるとの批判は与党内からも噴出していった。この編制計画の責任者であるテオドル・ブランク (Theodore Blank) 国防相をアデナウアーは篤く信頼しており、庇い続けてきたのであるが、ブランクを激しく攻撃したのが、フランツ・ヨーゼフ・シュトラウス (Franz Josef Strauß) 原子力問題担当相だった。実はシュトラウスは、一九五五年に初めて設置される連邦国防省の初代大臣になることを狙っていた人物であり、彼の属するCSUはそのポストを要求していた。しかしアデナウアーはこの粗野なバイエルンのナシヨナリストを国防大臣に据えることを好まなかったという経緯がある<sup>(10)</sup>。協道にそれたが、もちろん野党各党は再軍備そのものに反対であり、産業界・労働界は徴兵制の再開に明確に反対姿勢を示していた。

西ドイツ再軍備の遅滞問題はしかし、すでに深刻な国際問題と化していた。NATO諸国からもあからさまな苛立ちが表明された。停滞するドイツ再軍備のせいで東側との兵力バランスが一向に均衡しないからである。たとえばカナダからは、西ドイツに対して兵力面ではなく財政面でNATOに貢献せよという声がにわかには噴出した。初代のNATO大使に就任していたアデナウアーの懐刀、ヘルベルト・ブランケンホルン (Herbert Blankenhorn) は、日に日に強まるNATO同盟国からの風当たりをボンに伝えていた。<sup>11)</sup> このままでは、中央ヨーロッパにおけるドイツ軍不在の状況が、東西軍縮協議やアメリカの核政策の大前提にすらなってしまう。事態が混乱する中、五〇万人編制計画の責任者であるブランク国防相に対する批判も、政府内外から激しさを増していった。

アデナウアーは一九五六年初頭、ついに徴兵制の導入を決断するが、実際にいかなる連邦軍を形成するのかという編制計画の中身になると、シュトラウス原子力担当相の持論である、三五万人規模の少数精鋭部隊の編制へと、規模の面で縮小せざるを得ない状況となっていた。ここには、大規模な連邦軍の形成に反対する国内世論への配慮と同時に、アメリカの大量報復戦略 (ニュールック戦略) に西ドイツの国防体制を適合させていくという、二重の意図があった。

### (三) 「ラドフォード・プラン」の衝撃

再軍備の着手に関して前記のような紆余曲折を経た西ドイツを、さらに直撃したのが「ラドフォード・プラン」だった。これは、アメリカ統合参謀本部議長のアーサー・ラドフォード (Arthur Radford) の手になる計画とされ、一九六〇年までに在欧米軍を約三割削減し、その穴を核兵器が埋めるという計画であり、衝撃だった。何しろ西ドイツ政府がこれを知ったのは、一九五六年七月一三日付『ニューヨーク・タイムズ』のリーク報道に

よってであり、一カ月前の六月に訪独した際のダレス (John Foster Dulles) 米國務長官は、こうした計画についてまったく言及していなかったからである。<sup>(12)</sup> アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 米政権は「ラドフォード・プラン」が政府の公式方針ではないと繰り返し釈明したが、アデナウアーはダレスに裏切られたと感じ、不信感を募らせた。<sup>(13)</sup>

西ドイツは、アメリカの「孤立主義」の現れではないかと危惧した。ちょうど八週間の訪米を終えて帰国した与党CDUの院内総務ハインリヒ・クローネ (Heinrich Krone) は、アデナウアーへの報告の中で、「短期的には」アメリカがヨーロッパを捨てることはないであろうが、ラドフォードの論争が提起した問題が消えさることはないであろう<sup>(14)</sup>。「米国の核戦力が強化されるほどに、米軍撤退の可能性は高まるだろう」と指摘している。こうした懸念は西ドイツ政府内にもすぐさま広がった。アデナウアーの判断は、クローネよりもっと悲観的だった。報告書を読んだアデナウアーは、アメリカがヨーロッパを捨てないというクローネの仮説は間違いだという。核兵器のさらなる発展がアメリカの撤退を導く可能性を常に熟慮すべきであり、「アメリカの悪夢」の可能性を決して忘れてはならないと述べている。<sup>(15)</sup>

「ラドフォード・プラン」の発覚は、タイムミング的にも最悪だった。一九五六年に入り、アデナウアーが徴兵制導入を決断したことは先に触れた。すぐさま徴兵法案が提出されたのであるが、同年五月、ソ連が通常兵力削減を発表したため、野党SPDは、大規模な徴兵はもはや無意味であると論じて激しい批判に打って出た。そのうえアメリカまでも在欧通常兵力の削減を目指しているとなれば、西ドイツがいまさら大規模な連邦軍を形成する意味などあるのか、という野党批判は鋭さを増すばかりとなったからである。<sup>(16)</sup>

ブランド国防相は野党の再軍備削減案を論外と突っぱね、<sup>(17)</sup> アデナウアーもたとえソ連が兵力を削減したとしても再軍備は必要であり、かつアメリカの通常兵力が削減されるとなれば、なおのこと十分な連邦軍が不可欠であ

ると主張を貫いた。その一方で、アメリカの「孤立主義」に備え、西欧同盟 (WEU) の強化、NATO 内の政治対話の強化、NATO における欧州諸国側の影響力拡大を要求した。それだけでは飽き足らず、極め付きは EDC の復活論 (イギリスの参加を得た修正版) さえ口にし、さらには米独二国間同盟の追加的締結にさえ言及した<sup>19)</sup>。もちろんアデナウアーは、依然として通常兵力を中心とした欧州防衛を構想していた。とはいえ通常兵力だけに頼ってはいられないとの認識も大きくなってくる。それは直ちに、西ドイツの原子力政策や、EEC・EURATOM 交渉にも影響を及ぼしていった。

## 第二節 EURATOM への対応…西ドイツと核問題

### (一) 西ドイツの核政策の始動

さて、一九五〇年代も半ばに差し掛かると、西ドイツも、当時の近隣諸国と同様に、今後のエネルギー事情に危機感を募らせ、とりわけ産業界は原子力エネルギー開発に意欲を燃やしていた。主権回復によって、これまで制限されてきた原子力研究開発も本格化することになる。一九五五年一〇月には、新たに連邦原子力省が組織され、初代の原子力問題相として、フランツ・ヨーゼフ・シュトラウスが就任したのであった。

こうした動きを見たフランスは、西ドイツが独自で原子力エネルギーを開発し、それを軍事転用するのではないかと恐れていた。これこそが、まさに EURATOM 構想へ繋がる論理的必要性の一つだった。

もちろんアデナウアー首相は、主権回復に先立つ一九五四年一〇月三日、ABC兵器の放棄を国際的に宣言していた。しかし宣言の実質とは、あくまで国内製造の放棄にほかならず、諸外国との共同開発や核兵器の配備そのものの放棄を言明したのではない。少なくとも西ドイツ政府の見解はそうだった。こうした西ドイツ政府の戦

略的な曖昧性のゆえに、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSG)最高機関委員長のフランス人ジャン・モネ(Jean Monnet)はEURATOMの設立を求めたのである。EURATOMが管理する核燃料の排他的平和利用を訴え、燃料管理の一元化を求め、それによってドイツに対する核不拡散の徹底を目指したのである。ただしフランス自身の核兵器開発の関係で、その後、平和利用の原則は骨抜きになるのではあるが。

さらに付言すれば、アメリカ政府もまた西ドイツへの核拡散は容認できないとして、EURATOMがその歯止めになることを期待していた。より正確に言えば、アイゼンハワー政権は、西ヨーロッパ諸国、とりわけフランスと西ドイツの原子力エネルギー使用をコントロールする装置としてEURATOMを見ていたのであり、一九五五年七月一日の段階で、ダレス米國務長官は、コナント駐西ドイツ米大使を通じて、西独のEURATOM参加を促している。しかもヨーロッパ向けの核燃料の提供は、西ドイツのEURATOM参加が前提であるとも論じていたのだ<sup>(20)</sup>。

## (二) EURATOM構想に対する西ドイツ国内の反応

では、EURATOM計画に対する西ドイツ政府内の反応はどうだったか。

一九五五年四月末、ギ・モレ(Guy Mollet)仏政権の外相ピノー(Christian Pineau)の訪問を受けたアデナウアーは、そこで初めて仏独間の原子力エネルギー協力について、直接フランスの要人から提案を聞いたとされる。しかしアデナウアーの反応は、クールなものだった。シューマン・プランが発表されたときのような熱狂はそこにはなかった。EDC計画がフランス自身の手によって葬られてのち、アデナウアーはフランスが欧州統合のリーダーシップをとり続けていけるのかどうか、懐疑的だったからである<sup>(21)</sup>。ただ、ほぼ同時に発表されたベネクス主導の共同市場計画には大きな関心を寄せ、メッシーナ会議にも期待してもいた。それゆえ、EURATOM

M計画も、発案者のモネの手を離れ、スパーク (Paul Henri Spak) 委員会の下で具体化が進むことを望んでいたようだ。

一方、西ドイツ外務省では、フォン・ブレンターノ (Heinrich von Brentano) 外相やヴァルター・ハルシュタイン (Walter Hallstein) 外務次官、ならびに外務省ECS C課長のフォン・デア・グレーベン (Hans von der Groeben) から欧州統合政策の牽引役らがみな、EURATOMの形成に好意的な態度で対応にあたっていた。なお、フォン・デア・グレーベンは共同市場計画の具体化のために一九五五年六月二六日から始まった「スパーク委員会」の西ドイツ代表としてその手腕を発揮した人物だ。さて外務省としては、当時、西ドイツとフランスの間で懸案となっていた、ザールラントの帰属問題も視野に入れつつ、ザールの円満なドイツ復帰を果たすためにも、フランスとの協調姿勢を示しておきたかった。ただし超国家機関による燃料の管理をめぐってフランスと対立し、軍事転用可能なウラン濃縮施設の建設について推進派のフランス側と衝突した。西ドイツのみが核放棄宣言をしているため、軍事利用に道を開く共同体のあり方は、他の加盟国との格差を生んでしまう。それは受け入れられなかった。

他方、原子力省は端的にEURATOMに反対だった。核積極論者であるシュトラウス原子力問題相は、一九五六年一月一日の年頭演説で、西ドイツは、西ヨーロッパにおける原子力大国になる良き見通しがある」と堂々と発言していた。シュトラウスからすると、アデナウアーが主権回復とNATO加盟の前提として行った核放棄宣言が、今後の核開発における独仏の不平等を生むのではないかと危惧していた。また国防省も、そのシュトラウスが国防大臣を兼務することになると(一九五六年一月二六日)、前任者の時代の慎重姿勢から一気に反対姿勢へと硬化していく。というのも、前記の通りシュトラウスは、将来の西ドイツの核保有も辞さないと言する人物だったからだ。

シュトラウスの背後には原子力開発に期待を寄せる産業界、とりわけシュトラウスの地元バイエルン州は新しいエネルギー産業の開発に注目していた。産業界は、米独間での原子力開発協力を望んでおり、もしくは欧州経済協力機構(OEEC)における緩やかな開発協力を望んでいた。それゆえ産業界は最後までEURATOMに抵抗した。ちなみに一九五六年二月一八日、米独両国は、原子力エネルギー平和利用協定を締結している。加えてその一週間後の二月二四日、西ドイツはヨーロッパ原子力委員会に加盟し、ヨーロッパレベルでの原子力エネルギーの共同開発への参加が可能となった。

ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)率いる経済省もまた、EURATOMを歓迎しなかった。西ドイツの原子力研究や核燃料の民生利用が妨げられることを恐れ、EURATOMが持とうとしている厳しい介入主義や計画経済的な管理体制に強い反発を抱いていた。またエアハルトには、ECSの設立時にもアデナウアーや外務省、さらにはフランス側から多くの譲歩を強要された遺恨があり、しかも、そのECS最高機関の委員長であり、今回のEURATOM構想の生みの親であるジャン・モネの独善的な手法に強い警戒感を抱いていた。西ドイツの石炭鉄鋼のみならず原子力エネルギーに対しても手をつたもつとするモネのやり方に不快感を募らせていたのだ。ただし、エアハルト経済相を補佐する経済省次官のヨーゼフ・ルスト(Josef Rust)は、かつてアデナウアー首相府に勤務した経験があり、フォン・デア・グレーベン外務省ECS課長の盟友でもあった。経済省の幹部クラスにもEURATOMやあるいはEECに積極的な、もしくは理解を示す人々がいた。エアハルト自身、どうしても納得できなかったのは共同市場計画のほうだ<sup>(22)</sup>。

ともあれ、EURATOMに消極的なエアハルトとシュトラウスに対して、アデナウアーはその必要性を説いている。ヨーロッパレベルの原子力協力は、そこで何をやるのかということだけではなく、誰とやるのかも大切なのだ。アデナウアーに言わせれば、OEECによる緩やかな協力関係は、確かに西ドイツの自由を束縛しな

いであろうが、政治的なメッセージには繋がらない。一方、EUROATOMへの参加は、西ドイツが独自の核開発を目指すのではないかという国際世論の不信感を払拭するはつきりとした応答になると考えていたのだ。つまり、アデナウアーはまだ、自らが行ったABC兵器製造放棄の約束に忠実であろうとしていた。アデナウアーが望むEUROATOMとは、核エネルギーの平和利用のためであるべきだったのだ。<sup>23)</sup>

### (三) 転機としての「ラドフォード・プラン」：核放棄宣言の放棄へ

事態を大きく変えたのは、先述の「ラドフォード・プラン」の発表だった。アメリカによる「核の傘」の提供はしかし、アデナウアーに安心ではなく不信をもたらした。これまで西ドイツは核放棄の意思表示をしてきた。その代わりに十分な米軍通常兵力が西ドイツに駐留するという形で安全保障を担ってきた。しかし核配備と引き換えに通常兵力は削減されるという。西ドイツが核戦争の主戦場になるリスクが高まるのに、西ドイツには独自の核がなく、アメリカの核政策に全面的に依存せざるを得ない脆弱性に新たに直面する。西ドイツの諸政策の全面的な見直しが迫られる事態が到来したのだった。

「ラドフォード・プラン」発表後もしばらくの間、アデナウアーは、在欧米軍の核武装に反対し続けた。一九五六年八月二二日には、「(核兵器は)人類に対する大いなる脅威」であると述べて、西ドイツの全面的な核化を拒絶していた。ところが同年九月に入ると、明らかにトーンが変わっていく。在独米軍の核武装をやむなしとすたうえで、西ドイツの核放棄の継続は不可能であると閣議で発言するようになる。かつてアデナウアーがABC兵器製造放棄を言明する際に、ダレス国務長官は“*rebus sic stantibus*”(事情がそのまま続くのであれば)と語っていた。いまや情勢は変化しつつある。西ドイツのみがアメリカの進めるNATO核政策に反対を貫けば、同盟内で孤立してしまい、かえって自国の安全保障を損なう危険性があると考えられるようになったのだ。事実、ブ

ランケンホルンNATO大使から、対米関係、対NATO関係の新たな展開を踏まえて、西ドイツの防衛政策を緊急に洗いなす必要があるとの進言があった。<sup>(24)</sup>ただしランケンホルン自身は、ABC兵器製造放棄のスタンスをこのまま継続する前提でいたのだが、しかしアデナウアーは、核放棄を放棄しようとしていた。<sup>(25)</sup>

こうした中で、アデナウアーは内閣改造を行い、とうとうシュトラウス原子力問題相に国防大臣を兼務させた。政府方針の転換がはつきりと動きだす。外務省を中心にEURATOM交渉は継続されつつも、シュトラウスは直ちに、NATOとの核政策の連携、仏独二国間の核協力の可能性（つまりEURATOMとは別の枠組みを意味する）、さらには単独核開発の可能性など、すべてを考慮に入れて西ドイツ側の対応を再検討する。一九五七年一月には、シュトラウスはフランス側の招きによって、仏領サハラフランス核施設を視察し、それを契機に、仏独の国防省の間で、核兵器開発に関する協力がスタートすることになる。

ただし、こうした新たな動向が始まったからといって、西ドイツがEURATOMへの関心を失ったわけではない。一九五六年六月に訪米した際、アデナウアーは、EURATOM計画と共同市場が西ヨーロッパの生存にとって死活的に重要であるとのダレスの認識を受け、西ドイツもそれらの断固たる実現を約束していた。<sup>(26)</sup>アデナウアーの認識では、アメリカの対ヨーロッパ政策において欧州統合は出発点であり、ゆえに西ドイツが欧州統合に積極的に参与することは、対米協定の姿勢を示すことでもあった。そのように論じてエアハルトを説得しようとしたこともある。<sup>(27)</sup>ところが、いまやその意味づけが変わりつつあった。アメリカに対する信頼と協調をも意味した欧州統合は、アメリカに対する不信と備えのための欧州統合へと変化していくのである。<sup>(28)</sup>

ところが、西ドイツでは、一九五六年三月二〇日に、EURATOMにおける核燃料の平和利用を求める連邦議会決議を採択していた。また、これまで最大の懸案だったウラン濃縮施設の建設問題についても、軍事利用を視野に入れてECSC六カ国以外にも計画の拡大を模索するフランスに対して、西ドイツ側は反対姿勢を貫いて

きた。しかし、いまや西ドイツとしても、EURATOM計画の中に将来的な独自核開発のための道を開いておく必要が出てきたのだった。

一九五六年六月、一年間の「スパーク委員会」の成果をもとにまとめられた報告書、「スパーク報告書」に基づいて、EEC条約およびEURATOM条約の起草作業が始まった。<sup>(29)</sup>九月には、条約交渉中の六カ国は、両条約の同時調印の方針を確認している。西ドイツ外務省は、EURATOM条約の先行調印を要求するモネの主張には反対であった。二つの設立条約を同時に締結することとなったのは、西ドイツ産業界がEURATOMを、フランス産業界がEECを潰してしまうことを避けるためであった。<sup>(30)</sup>

厳しい交渉が続いた。しかしそれをもって、西ドイツ政府がEECやEURATOMに消極的であったと論じることとはできない。確かに、アデナウアー首相やフォン・ブレンターノ外相による国内説得も難航した。<sup>(31)</sup>一九五六年一〇月五日の閣議では、シュトラウス原子力相の不満が爆発している。彼は、「EURATOM条約は連邦共和国にとって利益よりも大きな犠牲となるだろう。それはドイツの発展を増進するのではなくむしろ制約することになる」と断じている。<sup>(32)</sup>

アデナウアー自身も一九五六年九月二五日、ブリュッセルで開催されたカトリック信徒の大会に出席し、早期の欧州統合の前進を訴えていた。<sup>(33)</sup>また同年九月に、仏独間の長年の懸案であったザール問題が最終的に解決したことで、仏独間により前向きな協調の機運が訪れた。これもアデナウアー政権の欧州統合政策を後押しする大きな要因だった。<sup>(34)</sup>

事態を急転させたのは、一九五六年一〇月二三日に勃発したハンガリー動乱、そして一〇月二九日のイスラエル軍によるシナイ半島侵攻に始まるスエズ危機という、ふたつの国際的事件であった。とりわけスエズ危機の衝撃は西ドイツを揺さぶった。ボンの動揺を誘ったのは、危機そのものよりも、エジプトに軍事介入したイギリス

とフランスに対して撤兵を要求したアメリカ政府の対応のほうだった。西ヨーロッパの同盟国が万が一の危機に際会したとき、アメリカは本当に西ドイツの側に立つてあろうか。深刻な対米不信を抱くに至ったアデナウアーは、自ら政治決着を図るべく、フランスとの妥協を急いだ。またそれは、共同市場計画への参加について依然あいまいな姿勢を保っているギ・モレ仏政権に決断を迫ることもあった。<sup>(35)</sup>

ウラン濃縮施設の建設問題については、EURATOM条約の調印後に最終的な合意を持ち越す形でフランスに一定の配慮を示しつつ、西ドイツはEURATOM以外のルートからの核燃料調達の可能性を残すことに成功した。EURATOMは核燃料の優先的購買権と供給独占を原則としているが、抜け道の可能性も残されたということである。こうした曖昧な決着は、必ずしもアデナウアーが核開発に意欲的になったことを意味するものではない。将来のために最低限の手段を留保しておくための、やむなき対応策であった。事実、仏独間で極秘裏に始まった核開発協力も、しばらくの間アデナウアーとシュトラウスだけの極秘扱いとなっていたが、アデナウアーは、これを忌々しく思っていたのだった。

### 第三節 西ドイツとEEC

#### (一) 西ドイツ側の論点…経済的利益か政治的協調か

それでは、残るEECはどうだったのか。西ドイツにとっての争点は、①関税同盟・共同市場が西ドイツ産業界にもたらす影響、②イギリスの参加可能性、③域外との貿易・経済関係などである。

アデナウアーは、政治統合が計画当初から外されたことに失望を隠さなかった。欧州統合が単なる経済組織になることに満足できなかったからだ。アデナウアーは、モスクワからの「平和攻勢」に対抗するためにも、また

ジュネーブでの四巨頭会談に対して西ドイツの西側統合姿勢をアピールするためにも、欧州統合に深く関与する政治的意義を強調してきた。一九五五年一月一日、アデナウアーの自宅のあるボン郊外のレーンドルフにまで足を延ばした、共同市場計画の推進役であるスパーク外相に、アデナウアーは、政治統合についてもリーダーシップを発揮してほしいと訴えていた。<sup>36</sup> デタントの気運が強まる中、西ヨーロッパ諸国の外交政策を調整する場を、欧州統合内に欲していた。それに並行して、アデナウアーは、WEUの強化論や、イギリスの参加によるEDCの復活、あるいはNATOでの政治対話の強化なども提案していたのである。これらは、いずれも実現の見通しが立たなかった。

それでも、アデナウアーと彼が後押しする外務省は、欧州統合の進展という実績を欲していた。国内政治における連立間の不和は深刻であり、再軍備に反対し再統一を求めるデモも活発化していた。そうした中で、欧州統合政策は国民の支持も高く、しかも経済統合という「平和的政策」による「西側統合」の強化は、国民の理解を得やすいテーマだった。

ただしアデナウアーや外務省は、過度に超国家的な統合は望んでいなかった。<sup>37</sup> イギリスが参加可能な制度設計にすべきであり、非ECS諸国との関係を配慮する必要がある。イギリスの参加によって、イギリスと大陸ヨーロッパの連携強化を図り、それが西ドイツの安全保障不安を減少させ、西ヨーロッパの一体性を顕示するものとなる。そのためには非ECS諸国との連携強化が不可欠だった。

しばしば、アデナウアーは超国家的な欧州統合を志向する連邦主義者であったが、ドゴールとの出会いによって影響され、単に国家連合的な政府間協力を提唱するに留まるようになったと言われる。しかしこのような見方が誤りであることは明らかである。<sup>38</sup> アデナウアーはドゴールに初めて会う二年前から、イギリスが参加可能な緩やかな統合機構を求めていたし、また大陸ヨーロッパ諸国の統合だけでは十分に安定的なヨーロッパ秩序を作

することはできないと考えていた。先に紹介した、一九五六年九月のカトリック信徒大会でのスピーチにおいても、アメリカ主導のNATO内でのヨーロッパ協力と、十分なイギリスの貢献が伴うWEUの組織化、そして共同市場やEURATOMなど大陸六カ国の条約枠組みの発展とが重層的に補充し合ってヨーロッパ秩序を強固にすべきであると訴えている。しかも将来への期待として、WEUとEECS、共同市場、EURATOMがある種の連邦的（アデナウアーはしばしば連邦的という言葉づかいで国家連合的な内容を語っている。ここもまさにそうである）な体制を帯びるであろうと予言している。この発言では、イギリスもこうした枠組みに加わっているべきことが念頭に置かれているのだ。<sup>(39)</sup>

一方、エアハルト率いる経済省は、自由貿易原則と米英との協調を望んでいた（原子力開発についても米英との協力を望んでいた）。したがって関税同盟に消極的だった。それよりも、むしろイギリスや他の欧州諸国と、OECEベースで自由貿易関係を強化することを望んでいたのだ。<sup>(40)</sup>

ここで確認しておくべきことは、アデナウアーおよび外務省も、エアハルトとその経済省も、対英関係の重要性をはっきりと認識していたことである。ただし、前者はイギリスを何とか欧州統合の枠組みの中に引き込むことを考えていたのに対し、後者は、西ドイツがOECEとの関係を強化する方向を模索していたのだった。

EEC条約交渉にあたっては西独代表団に対し、エアハルト経済相は、来るべき関税同盟が自由な世界貿易を阻害しないよう十分配慮してほしいと要請していた。エアハルトや産業界は、西ドイツ産業における対仏輸出よりもイギリスを含む非EECS諸国への輸出の大きさを重視しており、EECの出現によって西ヨーロッパ経済が分断されることを恐れていた。当時はまだ、西ドイツの全輸出に占める対仏輸出の割合は一六％程度に留まるのに対し、非EECSの欧州諸国への輸出は二五％に上っていたからである。<sup>(41)</sup>逆に、OECEやNATOのメンバーではあるがEECSには非加盟の国々（その代表はもちろんイギリス）からすれば、NATO体制に貢献す

ることなく経済成長に沸く西ドイツがさらに EEC によって経済力を強化することになるのだとしたら、それは許しがたいことだった。

エアハルト経済相は、米英との連携をより重要と考える大西洋主義者だった。しばしば、アデナウアーは政治的判断から欧州統合を熱心に追い求め、エアハルトは西ドイツ経済の実利の観点から欧州統合には懐疑的だったと言われる。これは正確ではない。確かに経済の専門家として、エアハルトは経済的利益の観点から西ドイツの外交政策を見つめる傾向が強かった。しかしエアハルトにも政治的な判断があった。欧州統合による政治的結束よりも、米英や NATO によりダイレクトに接続したほうが西ドイツの外交力を高めると考えていた。西ドイツが達成すべき最も重要な事項——自由貿易によるさらなる経済成長と、神経戦が続く対ソ外交において西ドイツの安全を確保しながら再統一の実現を図ること、そのいずれにおいても近道となるのは、米英との緊密な関係の構築である。エアハルトからすればそれは明白に思われた。エアハルトとて、欧州統合のための真剣かつ誠実な提案に経緯を抱き、受け入れることもできないわけではなかった。しかし「アングロ・サクソン」と連携するほうがはるかに合理的であり適切であるという思いは、彼の信念にすらなっていた。<sup>(42)</sup> その意味で、アデナウアーとの対立は、原理的なレベルに根差していた。だからこそ妥協が困難だった。ゆえにアデナウアーは一九五六年一月以来、基本法六五条（首相の包括的指揮監督権）を持ち出して、エアハルトに従順を求めてきたのだ<sup>(43)</sup>。にもかかわらず、一九五六年九月、エアハルトは EEC 条約交渉の延長を求め、OEEC 内での自由貿易を提唱するイギリス政府案を精査すべきと主張して、外務省や首相府と鋭い対立を引き起こしてしまった。エアハルトも必死だった。彼はイギリスも含めた形でのヨーロッパ自由貿易圏の形成をあきらめなかった。スエズに戦火が炸裂した、まさに一〇月二九日、エアハルトは渾身のメモランダムをアデナウアーに提出する。三〇頁にも及ぶ広範かつ稠密なヨーロッパ自由貿易圏構想であった。<sup>(44)</sup>

## (二) スエズ危機からローマ条約調印へ、そしてその後

アデナウアーとエアハルトの対立、西ドイツとフランスの齟齬。これらの事態を一気に収拾させたのは、あのハンガリー動乱とスエズ危機の衝撃によって政治的直感を研ぎ澄まされたアデナウアーだった。

アデナウアーは直ちに、共同市場計画の唱道者たち——フォン・ブレンターノ外相、ハルシュタイン外務次官、フォン・デア・グラーベン外務省ECS課長、さらに外務省の欧州問題専門家カール・カルステンズ (Karl Carstens)、そしてルクセンブルクでECS最高機関副委員長を務めているフランツ・エツェル (Franz Etzel)らを総動員し、エアハルト経済相をはじめシュトラウス国防相兼原子力相、産業界、野党などあらゆる反対論者に対する説得を開始した。フォン・ブレンターノ外相は、関税同盟・共同市場を形成したとしても、イギリスとの連携は可能であるとして、EEC計画をまず優先するようエアハルトに要請した。<sup>(45)</sup>

最後の出番はもちろんアデナウアーだった。一〇月三十一日、アデナウアーはエアハルトとふたりで面会し、「仮にあなたのプランのほうがよいのだとしても、ハンガリーやエジプトを念頭に置くならば、連邦共和国は『リユッセル構想の基盤』を放棄することはできない」と強く迫った。エアハルトは首相の決断に従うことを約束した。首相の説得が成功したと知ったエツェルは、安堵とともに、のちにコメントしている。「エアハルトは、あの会談で完全にアデナウアーに取り込まれたのだ」<sup>(46)</sup>。

ところで、アデナウアーを突き動かしているエネルギーが、アメリカへの怒りであることに不安を抱いている者もいた。フォン・ブレンターノ外相である。ブレンターノは、ドイツ人があからさまにアメリカを批判することを望まなかった。アメリカの報道は、戦車に蹴散らされているハンガリー市民を懸命に勇気づけていた。むしろブレンターノは、ソ連がハンガリーを侵略している間にイギリスとフランスがエジプトで軍事作戦を開始した

ことを批判した。英仏のそのような行為は、ソ連に対する西側の道徳的優位を自ら損なう行為に違いなかった。したがってアメリカへの反感を露わにするアデナウアーを、ブレンターノは何度となくたしなめたのである。<sup>(47)</sup> それによってアデナウアーが自重した形跡はないが。

さて、国内説得の最大の難関エアハルトをクリアすると、アデナウアーの次なる目標は、対仏決着だった。一九五六年一月六日、アデナウアーはフランスを訪問し、七日、ギ・モレ仏首相と極秘会談を行った。そこでフランスに大幅譲歩する形で政治決着が図られた。アデナウアーにとっては、経済的差異より政治的結束、保護主義の懸念より経済統合の効果、緩やかな大欧州より強固な小欧州でなくてはならなかった。

こうした首相間の決着により、その後、若干の紆余曲折を経ながらも、一九五七年三月二五日、ついに条約締結の日を迎えた。イタリアのローマにおいて、E C S C 六カ国政府の代表が集い、欧州経済共同体設立条約と欧州原子力共同体設立条約の二文書が調印される運びとなった。<sup>(48)</sup>

### おわりに

では、最後に、E E C と E U R A T O M の成立は、西ドイツに何をもたらしたのだろうか。スエズ危機に伴う仏独連携は、欧州統合の再出発という輝かしい成果を生み出した。しかしそこにはアデナウアーが熱望した政治統合はなく、E U R A T O M を形成した後も、西ドイツは核開発の模索をやめなかったし、やめられなかった。東西ヨーロッパにおける安全保障協議にめざましい進展がない中、安全保障不安が軽減されることもなかった。むしろ、西ドイツは E E C と E U R A T O M という西側世界内での新たな安定基盤を確保することができたのと引き換えに、ドイツ再統一への可能性をさらに先に押しやってしまったかのようだった。

アデナウアーにとつてEECやEURATOMは、多くの譲歩を甘受して実現した存在だった。しかし、そこに仮託した政治的効果がすぐには現れず、外交が行き詰まるほどに、ある種の失望感に変わっていく。その後、対米外交も行き詰まり、あげく、フランスのドゴール(Charles de Gaulle)と連携するという、ふたりの老指導者の対米不信が引き寄せ合った「アイロニカルな」仏独枢軸が形成される。

時代を先取りしてみれば、欧州政治協力が現実動き始めるのは、西ドイツが公的にドイツ分断を受容し、東方外交を展開して東ドイツの存在を承認するようになる一九七〇年代に入ってからであり、核問題におけるアメリカとの激しい対立に最終決着がつくのは、外交史家マーク・トラクテンバーグ(Marc Trachtenberg)が指摘しているように、一九六三年の部分的核実験停止条約の締結であり、同条約によって西ドイツの核開発が完全に阻止されたときであった<sup>(49)</sup>。

それまでも、そしてその後も、ドイツ連邦共和国は、アメリカとフランス、大西洋と欧州の間を、止まることなく揺れ動いている。

(1) 本稿執筆に当たり参考にした主な邦語先行研究は以下の通り。川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序——ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958—1969』(創文社、二〇〇七年)、倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ——同盟政策としての東西軍備管理交渉』(ミネルヴァ書房、二〇〇八年)、細谷雄一『外交による平和——アンソニー・イーデンと20世紀の国際政治』(有斐閣、二〇〇五年)、益田実『戦後イギリス外交と対ヨーロッパ政策』(ミネルヴァ書房、二〇〇八年)、細谷雄一『シューマン・プランからローマ条約へ 1950—1958年』(遠藤乾(編)『ヨーロッパ統合史』(名古屋大学出版会、二〇〇八年、第4章)、黒田友哉『フランスとユーラトム(欧州原子力共同体)』『日本EU学会年報』(第二八号、二〇〇八年) 鈴木均「ユーラトム、ドイツ再軍備、ドイツ労働総同盟(DGB)」『日本EU学会年報』(第二八号、二〇〇八年)。

- (2) 西ドイツ外交の観点から、欧州統合史の一環としてなられた、EEC・EUATOMの形成史研究には、すでに優れた蓄積がある。代表的なものとして、Hanns Jürgen Küsters, *Die Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft* (Baden-Baden: Nomos, 1982), Peter Weilemann, *Die Anfänge der Europäischen Atomgemeinschaft. Zur Gründungsgeschichte von EURATOM 1955-1957* (Baden-Baden; Nomos, 1983), Werner Bührer, *Westdeutschland in der OEEC: Eingliederung, Krisis, Bewährung 1947-1961* (München: Oldenbourg, 1997), Ludolf Herbst, Werner Bührer & Hanno Sowade (Hg.), *Vom Marshallplan zur EWG: Die Eingliederung der Bundesrepublik Deutschland in die westliche Welt* (München: Oldenbourg, 1990).
- (3) 本稿考察時期に関する西ドイツ内部の外交基軸論争については、Roland J. Granieri, *The Ambivalent Alliance: Konrad Adenauer, the CDU/CSU, and the West, 1949-1966* (New York: Berghahn, 2003), pp.86-92. 以下包括的な研究は、Axel Schliedt, *Zwischen Aientland und Amerika* (München: Oldenbourg, 1999).
- (4) Hans-Peter Schwarz, *Die Ära Adenauer Gründungsjahre der Republik 1949-1957* (Stuttgart; Deutsche Verlags-Anstalt, 1981), S.271.
- (5) 米英仏三カ国のみならず、一九五五年七月一六日のパリNATO外相理事会におおむね、ドイツ統一を第一の目標とすることに関して、NATO同盟諸国間の意見の一致が確認された。
- (6) アメリカの核戦略と西ドイツの核政策の関係性についての基礎文献は、Matthias Küntzel, *Bonn and the Bomb, German Politics and the Nuclear Option* (London: Pluto, 1995), Mark Cioc, *Pax Atomica: The Nuclear Defense Debate in West Germany during the Adenauer Era* (New York: Colombia University Press, 1988), Cathleen Mcardle Kelleher, *Germany and the Politics of Nuclear Weapons* (New York: Colombia University Press, 1975), Ch.3-5.
- (7) Konrad Adenauer, *Erinnerungen 1955-1959* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1967), S. 75f.
- (8) シュネーブ四巨頭会談とアテナウアーのモスクワ訪問の関係、ならびにアテナウアーの対ソ外交については、William Glenn Gray, *Germany's Cold War: The Global Campaign to Isolate East Germany, 1949-1969* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2003), Ch.2.
- (9) 再軍備に向けた国内環境の整備にとりかかると一方、西ドイツ政府は一九五五年六月三〇日、アメリカ政府との間

- で、西ドイツ国防軍創設に対する援助協定を締結してゐる。
- (10) Franz Josef Strauß, *Erinnerungen* (Berlin: Ullstein, 1989), S.272.
- (11) Blankenhorn an Adenauer, 10.1.1956, SBKAH III 23.
- (12) Memorandum of Conversation, June 12, 1956, Foreign Relations of the United States (FRUS) 1955-57 XXXVI, pp.107-120.
- (13) Hans-Peter Schwarz, *Adenauer: Der Staatsmann:1952-1967* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1991), S.291-6.
- (14) Krone an Adenauer, 6 und 31.8.1956, SBKAH II /06., Hans-Otto Kleinmann, *Heinrich Krone. Tagebücher 1945-1961* (Düsseldorf, Droste, 1995), S.225f.
- (15) Adenauer in der Bundesvorstand, 20.9.1956, Günther Buchstab(Hg.), *Adenauer: "Wir haben wirklich etwas geschaffen."* Die Protokolle des CDU-Bundesvorstands, 1953-1957 (Düsseldorf: Droste, 1990), S.1030.
- (16) Ebd., 倉科一希『アインシュロー政権と西ドイツ』六六一-六七頁。
- (17) Blank an Adenauer, 23.7.1956, SBKAH III 22.
- (18) たじえびち Adenauer, *Erinnerungen 1955-1959*, S. 260f.
- (19) 実には、アメリカ政府自身、西欧諸国に対してある種の統合的な原子力機関を設立することを提案していたのだ。 Weilemann, *Die Anfänge der Europäischen Atomgemeinschaft*, S.25.
- (20) これに対しアデナウアーは、一九五五年十二月二日付のダレス宛の書簡の中で、来るべき共同市場と原子力共同体の参加を言明してゐる。
- (21) Aufzeichnung eines Gesprächs Adenauer mit Sengi, 8.2.1956. Stiftung-Bundeskanzler-Adenauer-Haus Rhöndorf(SBKAH) III 54.
- (22) EEC・EURATOM問題におけるアデナウアーとホルトの対立について、 Daniel Koerfer, *Kampf ums Kanzleramt: Erhard und Adenauer* (Berlin: Ullstein, 1998), S.131-151.
- (23) An die Herren Bundesminister, 19. Januar 1956, in Adenauer, *Erinnerungen 1955-1959*, S. 253f.

- (24) Blankenhorn an Adenauer, 8.8.1956, StBKAH III 23.
- (25) Aufzeichnung von Merkatz, 19.9.1956, Archiv für Christlich-Demokratische Politik der Konrad-Adenauer Stiftung, St.Augustin (ACDP), NL von Merkatz, I -148-041/1.
- (26) Adenauer, *Erinnerungen 1955-1959*, S. 169f
- (27) Adenauer an Erhard, 13.4.1956, StBKAH III 23., Kleinmann, *Heinrich Krone*, S.202 (15.2.1956).
- (28) 一九五六年六月、マデナウアーは、アメリカ政府が同年十一月の大統領選挙の後にブルガーニンとフルシチョフをワシントンに招待しようとしていることを聞き及び、ダレス國務長官に対して猛然と抗議している。アメリカが外交政策を転換して緊張緩和を進め、その結果西ドイツの諸政策が崩壊してしまうことを恐れていたのだ。Adenauer an Dulles, 22.7.1956, StBKAH III 2.
- (29) Küsters, *Die Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft*, S.236-237.
- (30) ただしマデナウアー自身は、モネが望む E U R A T O M 条約の先行調印に応じる用意があった。批准発効において E E C 条約と E U R A T O M 条約を明確にリンクさせればよいと考えていたようだ。Schwarz, S.290.
- (31) Roland Koch, Frank-Lothar Kroll, *Heinrich von Brentano - Ein Wegbereiter der europäischen Integration* (Oldenburg, 2004), S.115f.
- (32) Auszug aus dem Kurzprotokoll der 155. Kabinettsitzung am 5.10.1956. Bundesarchiv (Berlin/Koblenz) (BA), NL Etzel, 254(84).
- (33) “Europa muß sich einigen.” Rede vor den Grandes Conférences Catholiques, 25.9.1956, Konrad Adenauer, *Reden 1917-1967* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1975), S.328-331.
- (34) 黒田友哉「モレ政権と欧州経済共同体の成立」『法学政治学論究』第 68 号 (二〇〇六年) 一四九—一五二頁。
- (35) Jean-François Deniau, *L'Europe interdite*, essai (Le Seuil, 1977), p.13f.
- (36) Paul Henri Spaak, *Memoiren eines Europäers* (Hamburg: Hoffmann und Campe, 1969), S.311f.
- (37) 結果的に E E C は、E C S C とは異なり、多くの感情的摩擦を引き起こしかねない超国家性をもちこむことを避け、政策決定の場を閣僚理事会とし、なおかつ重要な政策領域においてはすべて全会一致制をとることを決定したの

- た。 “Report by the Heads of the Delegations to the Government Committee, Established by the Conference od Messina, to the Foreign Ministers (Spaak Report), 21 April 1956.” Küsters, *Die Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft*, S.239–251.
- (38) Schwarz, *Adenauer*, S.298–299.
- (39) Rede vor den Grandes Conférences Catholiques, 25.9.1956, S.330–1.
- (40) Gabrielle Brenke, “Europaskeptionen im Widerstreit; Die Freihandelszonen Verhandlungen, 1956–1958,” *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 42 Nr.4 (Oktober 1994), S.595–633.
- (41) エアハルトは当時、ECの域内貿易よりも対米英貿易の重要性を重く見ていたわけであるが、経済史家マラシ・シルフートによれば、五〇年代半ば以降、ドイツ経済を中核とした大陸欧州諸国間の貿易量が飛躍的に増大し、経済的相互依存の度合いを強めつつあったのであり、結果論的にはEC加盟の経済合理性のほうが高かったと評している。
- (42) Erhard an Adenauer, 11.4.1956, SIBKAH III/23.
- (43) “Schreiben von Bundeskanzler Adenauer an die Bundesminister über die Europäische Integration als Richtlinie deutscher Politik, 19.1.1956.” *Die Auswärtige Politik der Bundesrepublik Deutschland*, hg. Auswärtiges Amt (Köln: Verlag Wissenschaft und Politik, 1972), S.317–318.
- (44) Erhard an Adenauer, 29.10.1956, BA, NL Etzel, 254 (84).
- (45) Daniel Kosthorst, *Brentano und die deutsche Einheit* (Düsseldorf: Droste, 1993), S.225f.
- (46) Erhard an Etzel, 16.11.1956, BA, NL Etzel, 254 (85).
- (47) Brentano an Adenauer, 2.11.1956, BA, NL Brentano 239 (156), 305.
- (48) “Treaty Establishing the European Economic Community with Protocols, Signed in Roma on 25 March 1957,” in *Treaties Establishing the European Communities*, ed. Office for Official Publications of the European Communities (Luxembourg: EC, 1978), pp.213–538., “Treaty Establishing the European Atomic Energy Community with Protocols,” in *Treaties Establishing the European Communities*, pp.538–764.

- (49) Marc Trachtenberg, *A Constructed Peace: The Making of the European Settlement, 1945-1963* (New Jersey: Princeton University Press, 1999).